

永平寺町犯罪被害者等支援条例（案）【概要版】

1 条例制定の経緯

犯罪被害者支援は、警察や地方自治体のみならず、関係機関・団体や住民を含む地域全体で行うことから、根拠規定が必要になります。

本町では、犯罪被害に遭われた方への精神面や生活面の支援等の体制を整えていますが、町、町民等及び事業者の責務や被害の早期回復及び軽減に向けた取り組みについて明確な記載がないことから、犯罪被害者等への経済的負担軽減を含めた支援の充実を図るため、新たに「永平寺町犯罪被害者等支援条例を」制定するものです。

2 構成

(1) 総則

ア 目的（第1条）

町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、次のことを規定しています。

- ・犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定める。
- ・町、町民等及び事業者の責務を明らかにする。
- ・犯罪被害者等を支援していくための施策の基本となる事項を定める。

イ 定義（第2条）

解釈に疑義が生じないように、本条例における用語の意義を記載しています。

(2) 基本理念（第3条）

犯罪被害者等の支援に係る基本理念を明記しています。

(3) それぞれの役割（第4条～5条）

犯罪被害者等の支援のために、町、町民等及び事業者のそれぞれが行う責務や役割を明らかにしています。

町の責務	犯罪被害者等の支援のために必要な施策の策定をする
町民等の責務	犯罪被害者等の支援の重要性について理解する 町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力する
事業者の責務	犯罪被害者等の就労及び勤務について配慮する 町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力する

(4) 基本となる施策

ア 相談及び情報の提供等（第6条）

犯罪被害者等からの問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

イ 見舞金の支給（第7条）

犯罪の被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行います。

遺族見舞金	犯罪行為により亡くなられた方の遺族に支給
重症病見舞金	犯罪行為により重傷病を負われた方に支給
性犯罪被害見舞金	犯罪行為により性犯罪を受けた方に支給

※見舞金支給については、別途、規則で定める。

ウ 日常生活の支援（第8条）

関係機関と連携し、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう犯罪被害者等の状況に応じた日常生活に必要な支援を行います。

エ 安全の確保（第9条）

犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の確保その他必要な支援を行います。

オ 居住の安定（第10条）

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者の居住の安定を図るため、町営住宅への入居における配慮その他必要な支援を行います。

カ 広報及び啓発（第11条）

犯罪被害者等の支援の必要性及び二次災害の発生の防止の重要性について、広報及び啓発を行います。

キ 民間の団体に対する支援（第12条）

犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行います。

3 スケジュール

令和7年1月10日～24日	パブリック・コメントの実施
令和7年1月下旬～2月上旬	パブリック・コメントの意見集約、結果公表
令和7年2月下旬	3月定例会に条例（案）を提出
令和7年4月1日	条例施行